

令和 8 年 9 月 1 日
東 北 運 輸 局

不正車検を行った自動車整備事業者の認証及び指定の取消処分

福島県内の自動車整備事業者に対し監査を実施したところ、ペーパー車検^{*1}での車検手続きなどの道路運送車両法違反が確認されたため、以下のとおり、指定自動車整備事業の指定及び自動車特定整備事業の認証を取り消す行政処分を行いました。

1. 指定自動車整備事業者

(1) 事業者及び事業場の名称

事業者名：有限会社斎藤輪業商会 (福島県福島市)

事業場名：有限会社斎藤輪業自動車整備工場 (福島県福島市)

(2) 行政処分の内容 (取消年月日 令和 8 年 9 月 1 日)

自動車特定整備事業^{*2}の認証の取消し

指定自動車整備事業^{*3}の指定の取消し

自動車検査員^{*4}の解任命令

(3) 法令違反の主な内容

ペーパー車検 (13台)

(道路運送車両法第94条の5 違反)

故意により検査の一部を実施せず適合証を交付した (37台)

(道路運送車両法第94条の5第1項 違反)

2. 自動車特定整備事業者

(1) 事業者及び事業場の名称

事業者名：合同会社ガレージ商事 (福島県伊達郡川俣町)

事業場名：合同会社ガレージ商事 (福島県伊達郡川俣町)

(2) 行政処分の内容 (取消年月日 令和 8 年 9 月 1 日)

自動車特定整備事業の認証の取消し

(3) 法令違反の主な内容

違反行為の要求、依頼若しくは唆し又は幫助

(道路運送車両法第91条の3 違反)

【問合せ先】

東北運輸局 自動車技術安全部
整備・保安課 加藤、阿部
TEL：022-791-7534

【用語説明】

- ※1 「ペーパー車検」とは、自動車検査証の有効期間更新のための点検・整備及び検査を全く実施していない自動車に保安基準適合証を交付する行為です。
- ※2 「自動車特定整備事業」とは、自動車の原動機を取外して行う整備などの分解整備や自動ブレーキ等に用いられるセンシング装置（カメラ、レーダー等）の調整などの電子制御装置整備を行う事業であり、当該事業を営もうとする者は地方運輸局長の認証を受けなければなりません。
- ※3 「指定自動車整備事業」（いわゆる「民間車検場」）とは、自動車特定整備事業者からの申請により、検査設備を有するなど一定の要件を満たした場合に地方運輸局長から指定を受けて行う事業です。当該事業者が交付する「保安基準適合証」を提出することにより、国への現車提示を行わず車検手続が行えます。
- ※4 「自動車検査員」とは、指定自動車整備事業者で車検手続を行う自動車が保安基準に適合しているかどうかの検査を行う者であり、一定の要件を満たした者から指定自動車整備事業者が選任する。

【参考】道路運送車両法（抜粋）（昭和二十六年六月一日法律第百八十五号） （事業の停止等）

第九十三条 地方運輸局長は、自動車特定整備事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、三月以内において期間を定めて事業の停止を命じ、又は認証を取り消すことができる。

- （一）この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。
- （二）～（三）は省略

（保安基準適合証の交付の停止等）

第九十四条の八 地方運輸局長は、指定自動車整備事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以内において期間を定めて保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付の停止を命じ、又は指定を取り消すことができる。

- （一）この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。
- （二）～（五）は省略

（自動車検査員）

第九十四条の四 指定自動車整備事業者は、事業場ごとに、自動車の検査について国土交通省令で定める一定の実務の経験その他の要件を備える者のうちから、自動車検査員を選任しなければならない。

二～三は省略

四 地方運輸局長は、自動車検査員がその業務について不正の行為をしたとき、又はその他この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、指定自動車整備事業者に対し、自動車検査員の解任を命ずることができる。

五は省略